

議案第 97 号

石垣市船越漁港直売所兼休憩所施設指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 石垣市船越漁港直売所兼休憩所施設
- 2 指定管理者となる団体 石垣市字伊原間 97 番地
舟市会
会長 平良正吉
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。